

「男系男子」に固執する皇室典範の改悪に反対します

女性参政権を活かす会

国際女性デーによせて*2026年3月5日

内閣総理大臣 高市早苗様

皇室典範が定める皇位継承の規定、「男系男子」は違憲です。

高市首相は、男系男子の皇位継承を今後とも継続するために、廃止された「旧宮家」から男系男子の養子を皇室に迎える法制度の新設を自民党総裁選挙の時から重点政策として掲げました。本年2月18日に発足した第2次高市内閣は、男系男子の皇位継承の強化のための着手を、改憲の発議の取り組みと共に表明し、2月27日の衆議院予算委員会で、首相は「男系男子に限ることが適切」「皇位が女系で継承されたことは一度もない」と答弁され、憲法が「国民の総意による」と定める規定を無視するかのように、今国会の会期中に皇室典範の改悪を行おうとしています。

現行の皇室典範は、明治憲法の天皇制を可能な限り踏襲し、存続させるために男性権力者による検討を経て、皇位継承を「男系男子」と規定しました。女性差別撤廃条約の批准を機に、国籍法の子どもの国籍規定が、父系血統主義から、父母両性に改正された際も、日本では皇室典範の男系男子規定が改められず、今なお社会制度や慣行の中に、家父長制、家制度の規範が残存しています。憲法と乖離した男尊女卑の婚姻観を人々に受容させ、婚姻制度で同一氏を強制し、性別で異なる役割が強いられるジェンダー不平等社会が続いています。

象徴天皇制度は、憲法公布80年を経てなお、皇位継承の規定が憲法理念に反する形態で存続してきたことこそ改正すべきです。天皇の地位は、「主権の存する国民の総意」に基づくと、憲法で定めています。王位継承を男性と定めていた諸外国の多くが、ジェンダー平等主流化の規範を踏まえ、継承権の性別による差別を撤廃しています。皇室典範の規定は、国民の象徴となる皇位継承者から女性を排除することで、男性の優位性を固持しようとするものであり、歴史的にも今日的にも不当で不合理な差別立法です。

私たちは、自民党と日本維新の会の連立政権が目指す、男系男子の皇位継承を前提に、「旧宮家」から男系男子を皇族の養子とする法の改悪に反対します。これは80年前に廃止された旧皇族の復活に繋がり、国民主権、男女平等、個人の尊厳を基盤とする憲法から逸脱し、国際規範であるジェンダー平等に背を向け、国際人権規約、子どもの権利条約、女性差別撤廃条約に違反するものです。

私たちは、憲法施行80年、女性参政権の行使80年、女性差別撤廃条約の批准40年を経て迎える国際女性デーにおいて、初の女性首相となられた高市総理大臣に、皇室典範の皇位継承の「男系男子」を「両系の子」と改正するよう求めます。皇室典範の嫡出嫡男の皇族規定と民法、戸籍法における出生子の選別と出生届での記載の強制は女性に対する身分差別です。立法における嫡出概念の撤廃を強く求めます。

* 第9回女性差別撤廃委員会の皇室典範への最終見解に対する日本政府の意見

https://www.gender.go.jp/kaigi/danjo_kaigi/siryu/pdf/ka74-6.pdf

国連の第9回女性差別撤廃委員会が日本政府に、皇位継承の「男系男子」規定を是正するよう求めた最終見解に対し、日本政府が反論として表明した「意見」は、国民の総意とかけ離れています。「意見」を撤回するよう求めます。